

○酒々井町地域創造発信拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則

令和元年10月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、酒々井町地域創造発信拠点施設の設置及び管理に関する条例（令和元年酒々井町条例第7号。以下「条例」という。）第16条の規定により、酒々井町地域創造発信拠点施設「まるごとしすい」（以下「まるごとしすい」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の職務)

第2条 条例第7条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) まるごとしすい館長（以下「館長」という。）は、町長の命を受け、業務全般にわたって総括し、所属職員を指揮監督してまるごとしすいの管理運営に当たる。
- (2) 職員は、館長の指揮監督を受け、まるごとしすいの事務に従事する。

(施設利用の予約)

第3条 施設の利用の予約は、3月前からすることができる。ただし、町長が特別な事由があると認めるものについては、この限りでない。

(利用許可の申請)

第4条 条例第8条の規定によりまるごとしすいの利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、まるごとしすい利用許可申請書（別記第1号様式）により町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請に際し、参考となる関係書類の提出を求めることができる。
- 3 条例第10条第2項に規定する販売を目的とする申請者は、利用する日の5日前までに申請するものとする。ただし、町長が特別な事由があると認めるものについては、この限りでない。

(利用許可)

第5条 町長は、まるごとしすいの利用を許可したときは、まるごとしすい利用許可書（別記第2号様式）を申請者に交付する。

- 2 町長は、前項に規定する許可書に、まるごとしすいの管理上必要な条件を付することができる。
- 3 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) まるごとしすいの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 酒々井町暴力団排除条例（平成23年酒々井町条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団を利するおそれのあるとき。

（レンタサイクル事業）

第6条 条例第3条第5号に規定する事業の一環として、レンタサイクル事業を行う。

- 2 レンタサイクルの貸出は、午前9時からとし、返却は午後5時までとする。
- 3 レンタサイクルを使用しようとする者は、レンタサイクル使用申請書（別記第3号様式）により申請しなければならない。
- 4 レンタサイクル事業に関する必要な事項は、町長が別に定める。

（使用料の減免）

第7条 条例第11条に規定する使用料を減額し、又は免除できる場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が主催、共催又は後援により使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるとき。
- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめまるごとしすい使用料・利用料金減免申請書（別記第4号様式）を提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請を受けたときは、減額又は免除の可否を決定し、まるごとしすい使用料・利用料金減免可否通知書（別記第5号様式）を交付する。

（使用料の還付）

第8条 条例第12条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、まるごとしすい使用料・利用料金還付申請書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（指定管理者による管理）

第9条 条例第14条第1項の規定により、指定管理者にまるごとしすいの管理を行わせる場合において、第2条の規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する場合において、第3条から第6条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第10条 条例第15条第1項の規定により、指定管理者に利用料金を収受させる場合において、第7条及び第8条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月9日から施行する。

附 則（令和5年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 記
第 1 号様式（第 4 条関係）

		番 号	
ま る ご と し す い 利 用 許 可 申 請 書			
年 月 日			
(あて先) 酒々井町長 (指定管理者)			
		住 所	
申請者		氏 名	
		電 話	
施 設	利 用 日 時 等		
多目的ホール	年 月 日 午 前 後 時 分 ～ 午 前 後 時 分		
	利 用 目 的 :		
	利 用 備 品 :		
	利用団体名 : 利 用 人 員 :		
展 示 棚	年 月 日 ～	ヶ 月	展示期間満了日
		区 画	年 月 日
展 示 する 物 :			
使 用 料 (利用料金)			
販売目的利用			
利 用 日 時	年 月 日		
利 用 施 設			
利 用 備 品			
販 売 時 間	午 前 後 時 分 ～ 午 前 後 時 分		
事 業 者 名 (団体名)		販 売 責 任 者	氏 名
		住 所	
TEL			
販 売 商 品 等			
使 用 料 (利用料金)			
太枠内のみ記入してください。			

第2号様式（第5条関係）

		番 号	
まるとしすい利用許可書			
		年 月 日	
様			
酒々井町長 (指定管理者)			
年 月 日付をもって申請のあったまるとしすいの利用については次の とおり許可します。			
施 設	利 用 日 時 等		
多目的ホール	年 月 日 午 前後 時 分～午 前後 時 分		
	利 用 目 的 :		
	利 用 備 品 :		
	利用団体名 : 利用 人 員 :		
展 示 棚	年 月 日～	ヶ月 区画	展示期間満了日 年 月 日
	展 示 する 物 :		
使 用 料 (利用料金)			
販売目的利用			
利用日時	年 月 日		
利用施設			
利用備品			
販売時間	午 前後 時 分～午 前後 時 分		
事業者名 (団体名)		販売責任者	氏名
		住所	
販売商品等		TEL	
使 用 料 (利用料金)			
注意事項・許可条件			

第3号様式（第6条関係）

レンタサイクル使用申請書

受付番号

年 月 日

(あて先) 酒々井町長
(指定管理者)

別紙利用規約の各事項に同意し、次のとおりレンタサイクル使用を申請します。

(ふりがな) 氏 名	住 所	電話番号 (携帯)
()		
保護者署名 (使用者が中学生以下の場合、保護者同伴)		
使 用 時 間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分	
本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 学生証 ☐ マイナンバーカード ☐ 健康保険証 ☐ その他	
使用自転車	☐ 電動アシスト付自転車 ☐ 自転車	

太枠内のみ記入してください。

※点検項目①～②の確認をお願いします。

点検項目

※返却時の車両状況

第4号様式（第7条関係）

まるごとしすい使用料・利用料金減免申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長
（指定管理者）

住 所
氏 名
電 話

酒々井町地域創造発信拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、
減 額
下記のとおりまるごとしすい使用料（利用料金）の 免 除 を受けたいので申請します。

利 用 日 時		
利 用 目 的		
利 用 施 設		
利 用 人 員		
申 請 事 由		
使 用 料 (利 用 料 金)	規定使用料（利用料金）	減額・免除後の使用料（利用料金）
	円	円
決 定 区 分	☐ 許可する ☐ 許可しない 理由：	

太枠内のみ記入してください。

第5号様式（第7条関係）

まるとしすい使用料・利用料金減免可否通知書

年 月 日

様

酒々井町長
(指定管理者)

年 月 日付けで申請のあったまるとしすいの使用料（利用料金）の減免について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	☐ 減免する ☐ 減免しない	
許 可 番 号		
利 用 日 時		
利 用 目 的		
利 用 施 設		
利 用 人 員		
使 用 料 (利 用 料 金)	規定使用料（利用料金）	決定使用料（利用料金）
	円	円
減免・免除の額	円	
減 免 し た 理 由 又は減免しない理由		

教示

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、酒々井町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であってもこの決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、酒々井町を被告として（訴訟において酒々井町を代表するものは酒々井町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であってもこの決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の訴えを提起することができます。

第 6 号様式(第 8 条関係)

まるごとしすい使用料・利用料金還付申請書

年 月 日

(あて先)酒々井町長
(指定管理者)

住 所
氏 名
電 話

酒々井町地域創造発信拠点施設の設置及び管理に関する条例第 1 2 条ただし書の規定により、下記のとおりまるごとしすい使用料（利用料金）の還付を受けたいので、申請します。

利 用 日 時	
利 用 目 的	
利 用 施 設	
利 用 人 員	人
還付申請理由	
既 納 使 用 料 (利用料金)	円
還 付 申 請 額	円

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 6 号様式（第 8 条関係）